重要事項説明書

1 指定通所介護サービスを提供する事業者について

| 事業者名称 | 社会福祉法人あやまユートピア | |
|--|----------------|--|
| 代表者氏名 理事長 松本 直明 | | |
| 所 在 地 三重県伊賀市馬場 600 番地 | | |
| (連絡先及び電話番号等) 事務所 TEL:0595-43-2300 FAX:0595-43-2308 | | |

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

| 事業所名称 | あやま老人デイサービスセンター | |
|-----------------------------|--|--|
| 介護保険指定事業所番号 | 平成 11 年 1 月 14 日 (事業所番号 2473200125) 平成 28 年 11 月 1 日 (事業所番号 24A1200328) | |
| 事 業 所 所 在 地 伊賀市馬場 600 番地 | | |
| 連絡先 FAX 番号: 0595-43-2308 | | |
| 事業の実施地域 伊賀市・甲賀市 | | |
| 利 用 定 員 | 定 員 30名(伊賀市第1号通所事業と一体とする) | |

(2) 事業の目的及び運営の方針

| 事業の目的 | 在宅で生活されている高齢者の方々に通所介護サービスを提供し、老人の自立的生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図り、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、生活の質の向上に努め身体的精神的な負担を軽減する。 |
|-------|---|
| 運営の方針 | 従来の通知介護サービスはもちろんのこと、地域の多くの利用者の自立支援の観点に立ち、介護度の維持、改善ができるサービスを提供する。 |

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

| 営 | 業 | 日 | 祝・祭日、12 月 29 日~1 月 3 日を除く、月~土曜日(法人カレンダーに基づく) |
|---|----|---|--|
| 営 | 業時 | 間 | 午前 8 時 30 分~午後 5 時 30 分 |

(4)サービス提供時間

| サービス提供時間 | 午前9時~午後4時15分 |
|----------|--------------|
|----------|--------------|

(5) 事業所の職員体制

|--|

| 職 | 職務内容 | 人員数 |
|----------------------------|--|--|
| 管理者 | 1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の 把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏 まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具 体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成 するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所介護計画を交付します。 5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更 を行います。 | 常勤 1名 (他施設管理者 と兼務) |
| 生活相談員 | 1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 | 常 勤 2名 内、1名 介護職員と兼 務 |
| 看護師・ 准看護師 (看護職 員) | 1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。 | 常 勤 1名 非常勤 2名 内、2名 機能訓練指導 員と兼務 |
| 介護職員 | 1 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。 | 常 勤 4名 非常勤 1名 |
| 機能訓練指導員 | 1 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅 において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む ことができるよう、機能訓練を行います。 | 常 勤 1名 非常勤 1名 |
| 管理栄養士 | 1 栄養改善サービスを行います。 | 常 勤 1名 以上 |

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

| サービ | ス区分と種類 | サービスの内容 |
|--------------|---------------|---|
| 通所介護計画の作成 | | 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 |
| 利用者居宅への送迎 | | 事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。 |
| 日常生活 上の世話 | 食事の提供及び 介助 | 食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。 |

| | 入浴の提供及び | 入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・ |
|-----------|---------------|--------------------------------|
| | 介助 | 部分浴) の介助や清拭 (身体を拭く)、洗髪などを行います。 |
| |) b) | |
| | 排せつ介助 | 介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行 |
| | | います。 |
| | 声士人品 | 介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行 |
| | 更衣介助 | います。 |
| | 40年 40年 40年 | 介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の |
| | │移動·移乗介助 │ | 介助を行います。 |
| | 服薬介助 | 介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬の |
| | | お手伝い、服薬の確認を行います。 |
| | 日常生活動作を | 利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常 |
| | 通じた訓練 | 生活動作を通じた訓練を行います。 |
| 機能訓練 | レクリエーショ | 利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌 |
| 1 放 形 訓 深 | ンを通じた訓練 | 唱、体操などを通じた訓練を行います。 |
| | 器具等を使用し | 利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ |
| | た訓練 | き、器械・器具等を使用した訓練を行います。 |
| ころ 供 | 創作活動など | 利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を |
| その他 | 石川ト/白 判/み С | 提供します。 |

(通所介護従業者の禁止行為)

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について 別紙料金表のとおり
- 4 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について
 - ① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 請求方法等
- ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその 他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの 合計金額により請求いたします。
- イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日 頃に利用者あてにお届け(郵送)します。

② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の 支払い方法等

- ァ 請求内容を確認のうえ、請求月の20日までに、下記のいず れかの方法によりお支払い下さい。
 - (ア)事業者指定口座(下記記載)への振り込み
 - (イ)利用者指定口座(JAいがふるさとのみ)からの自動振替(ウ)現金支払い
- イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願い します。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあ ります。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、 正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促 から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分 をお支払いいただくことがあります。

事業者指定口座

北伊勢上野信用金庫 阿山町支店

口座名:社会福祉法人あやまユートピア

理事長 松本 直明

普通 口座番号:48305

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画 (ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者 等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

管理者 常岡 敬子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に 周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性·····直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性・・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約 が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその 家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び 従業者でなくなった後においても、その秘密を保持す るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

| ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、 |
|----------------------------|
| サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を |
| 用いません。また、利用者の家族の個人情報について |
| も、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 |
| 議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 |

- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

② 個人情報の保護について

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡をし、速やかに対応します。

※一刻を争う場合には、ご家族への連絡が前後してしまう事や救急車をよぶ事があります。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課 所 在 地 伊賀市四十九町 3184 番地 電話番号 0595-26-3939 (直通) ファックス番号 0595-26-3950 (直通) 受付時間 8:30~17:30(土日祝は休み)

11 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉 サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写し を、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス を提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り 組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:(生活相談員・山本 史郎)

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

15 衛生管理等

- (1) 指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画) を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記すとおり)

(2) 苦情申立の窓口

当事業所における苦情の受付窓口

| 通所介護事業所 あやま老人デイサービスセンター 相談・受付担当 多賀 健志 | 電話番号 0595-43-2300 FAX 番号 0595-43-2308 |
|---|--|
| 社会福祉法人 あやまユートピア | 宮嵜 美政 0595-45-4016 |
| 第三者委員 | 伊室 春利 090-7699-7732 |

受付時間 8:30~17:30(月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

行政機関その他苦情受付機関

| 三重県 長寿介護課 施設サービス班 | 電話番号 059-224-2235 |
|---------------------------|---------------------|
| 所在地 津市広明町 13 番地番地 | FAX 番号 059-224-2919 |
| 受付時間 8:15~17:30(月~金曜日、12月 | 29 日~1 月 3 日、祝日を除く) |
| 三重県国民連合会保健介護福祉課 | 電話番号 059-222-4165 |
| 所在地 津市桜橋2丁目96番地 | FAX 番号 059-222-4166 |
| | 所在地 津市桜橋2丁目131番地 |
| 三重県福祉サービス運営適正委員会 | 電話番号 059-224-8111 |
| | FAX 番号 059-213-1222 |

受付時間 9:00~17:00 (月~金曜日、12月29日~1月3日、祝日を除く)

18 ハラスメントの防止について

当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境を確保するため、利用者の 居宅等を含む職場内において、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲 を超える下記の行為(以下ハラスメント等という。)は組織として許容しません。また、職員へ のハラスメント等が確認された場合は、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

19 重要事項説明の年月日

上記内容について、利用者及び家族等に説明を行いました。

| 事業者 | 所 在 地 | 三重県伊賀市馬場 600 番地 |
|-----|---------|-----------------|
| | 法人名 | 社会福祉法人あやまユートピア |
| | 代表者名 | 理事長 松本 直明 |
| | 事 業 所 名 | あやま老人デイサービスセンター |
| | 説明者氏名 | 多賀 健志 |

事業者から上記の内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書別紙の交付を受けました。

| 0.074 | | | | | |
|-------------|-----|--|--|--|--|
| 利用者 | 住 所 | | | | |
| 刊用名 | 氏 名 | | | | |
| 署名代行者 | 住 所 | | | | |
| -8 11/11/19 | 氏 名 | | | | |

署名代行理由

| ご家族 | 住 所 | |
|----------|-----|--|
| 二 | 氏 名 | |
| 代理人 | 住 所 | |
| (後見人等) | 氏 名 | |